■ 大規模小売店舗立地法の手続きフロー

※交通流動予測は、準備書提出前に行うこと。

計画準備書の提出（建物設置者）　【要綱第3条第1項】

- 市大規模小売店舗立地連絡調整会議
  （庁内の環境部門、土木部門、都市計画部門ほか）
- 準備書に対する市の助言

届出書の提出（建物設置者）　【法第5条第1項、第6条第2項】

- 届出の公告・縦覧（市）　【法第5条第3項、第6条第3項で準用する場合を含む】
- 地元説明会（建物設置者）　【法第7条第1項】
- 地元住民等の意見　【法第8条第1項、2項】
- 地元住民等の意見の公告・縦覧（市）　【法第8条第3項】
- 三条市大規模小売店舗立地連絡調整会議の意見

大規模小売店舗立地審議会　【市大店立地審議会条例】【要綱第19条第1項】
（諮問、現地調査、答申など）

市の意見　【法第8条第4項】

※市の意見がなければ手続き終了

- 市の意見の公告・縦覧（市）　【法第8条第6項】

変更届出又は変更しない旨の通知（建物設置者）　【法第8条第7項】

- 変更届出の公告・縦覧（市）　【法第8条第8項】

※自主的対応策が生活環境のため保持の十分な内容であれば手続き終了

- 市の意見を適正に反映しておらず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難と認めた場合（市が判断）

大規模小売店舗立地審議会

- 三条市大規模小売店舗立地連絡調整会議

市の勧告　【法第9条第1項】

- 勧告の公告・縦覧（市）　【法第9条第3項】

変更届出（建物設置者）　【法第9条第4項】

- 変更届出の公告・縦覧（市）　【法第9条第5項】

※勧告に従った場合又は正当な理由が認められる場合手続き終了

- 正当な理由がなく勧告に従わなかったとき（市が判断）
- 三条市大規模小売店舗立地連絡調整会議

市　公表　【法第9条第7項】

届出から2月以内

届出から4月以内

届出の公告

届出から8月以内

変更届出などの通知から2月以内（勧